

毎週火、金曜日発行(但休日に出るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県境港水産会館管理規則

規 則

鳥取県境港水産会館管理規則をここに公布する。

昭和三十七年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県境港水産会館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県境港水産会館(以下「水産会館」という。)の維持管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可)

第二条 水産会館の事務室又は会議室を使用しようとする者は、それぞれ様式第一号又は様式第二号による使用許可申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料納付等)

第三条 鳥取県水産会館使用料条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十三号)第一条に規定する使用料は事務室を使用する者にあつては毎月の使用料を一月ごとに、会議室を使用する者にあつてはその使用料を、その使用前に納付しなければならない。

2 事務室の一月に満たない使用に対する使用料は、日割計算による。

(許可の取消等)

第四条 知事は、第二条の規定により使用の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その者に対し、その許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることが出来る。

一 使用室名 第 会議室

二 使用目的

三 参集人数

四 使用日時 日午前 時分から 日午前 時分まで

五 使用料

右のとおり、鳥取県境港水産会館会議室を使用したいので、許可してくださいよう申請します。

昭和 年 月 日

申請人住所
鳥取県知事 殿 氏名

様式第三号

鳥取県境港水産会館事務室使用廃止届

昭和 年 月 日付 第 号で、鳥取県境港水産会館事務室の使用許可を受けて使用していましたが、本日付で使用をやめますので、お届けします。

昭和 年 月 日

届人 住所
鳥取県知事 殿 氏名

様式第四号

鳥取県境港水産会館施設のき損(滅失)届

一 き損箇所又は滅失物

二 き損又は滅失の原因及びその日時

三 き損又は滅失による原形復旧計画

右のとおり、鳥取県境港水産会館施設をき損(滅失)しましたので、お届けしますから、何分の御指示をお願いいたします。

昭和 年 月 日

届人 住所
鳥取県知事 殿 氏名

一 この規則の規定若しくはこれに基づく知事の処分
に違反し、又は水産会館の使用に關し著しく不当な
行為があつたとき。

二 使用料の納付その他水産会館の使用に關し、県に
対し負担する債務の履行をおこたつたとき。

(使用廃止届)

第五条 水産会館の事務室を使用する者がその使用をや
めようとするときは、様式第三号による使用廃止届を
提出して知事に届け出なければならぬ。

(き損又は滅失の届出)

第六条 水産会館の施設をき損し、又は滅失した者は、
ただちに様式第四号によるき損届又は滅失届を知事に
提出し、その指示を受けなければならない。

(監督)

第七条 知事は、水産会館の適正な維持管理を図るため、
必要があると認めるときは、使用者に対し、水産会館
の使用に關し、適当な措置を講ずることを命じ、又は
必要な指示をすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

鳥取県境港水産会館事務室使用許可申請書

一 使用面積

二 使用目的

三 使用期間 昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

四 使用料

五 その他参考事項

右のとおり、鳥取県境港水産会館事務室を使用したい
ので、許可してくださいよう申請します。

昭和 年 月 日

申請人住所
鳥取県知事 殿 氏名

様式第二号

鳥取県境港水産会館会議室使用許可申請書